
日 時 令和5年2月17日

場 所 相馬市議事堂

出席議員（12名）

1 番	佐藤健太君	2 番	大場裕朗君
3 番	菅野新一君	4 番	田中京子君
5 番	渡部寛一君	6 番	志賀稔宗君
7 番	目黒静雄君	8 番	河内幸夫君
9 番	佐藤満君	10 番	菊地正文君
11 番	杉本智美君	12 番	山田雅彦君

欠席議員（なし）

出席した事務局職員の職氏名

事務局長	高橋利宗君	書記	森佳英君
書記	武田真之君		

説明のため出席した者の職氏名

管理者	門馬和夫君	副管理者	立谷秀清君
副管理者	大堀武君	副管理者	杉岡誠君
事務局長	宇佐見清君	看護専門学校事務長	紺野薫君
参事兼 総務課長	高橋裕一君	消防本部長	五賀和広君

議事日程第 1 号

令和 5 年 2 月 1 7 日（金）午前 1 0 時 0 0 分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 1 1 号 相馬地方広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
(提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 第 4
- 議案第 1 号 相馬地方広域市町村圏組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
 - 議案第 2 号 相馬地方広域市町村圏組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
 - 議案第 3 号 相馬地方広域市町村圏組合情報公開条例の一部を改正する条例について
 - 議案第 4 号 相馬地方広域市町村圏組合情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について
 - 議案第 5 号 相馬地方広域市町村圏組合特定個人情報保護条例の一部を改正する条例について
 - 議案第 6 号 相馬地方広域市町村圏組合行政不服審査会設置条例の一部を改正する条例について
 - 議案第 7 号 令和 4 年度相馬地方広域市町村圏組合一般会計補正予算（第 3 号）
 - 議案第 8 号 令和 4 年度相馬地方広域市町村圏組合看護専門学校特別会計補正予算（第 4 号）
 - 議案第 9 号 令和 5 年度相馬地方広域市町村圏組合一般会計予算

― 議案第10号 令和5年度相馬地方広域市町村圏組合看護専門学校特別会計予算

(提案理由説明・質疑・討論・採決)

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

◇

◎開会・開議の宣告

○議長(山田雅彦君) おはようございます。

ただいま出席議員が定足数に達しております。

これより令和5年第1回相馬地方広域市町村圏組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◇

◎議事日程の報告

○議長(山田雅彦君) 本日の日程につきましては、別紙議事日程第1号をもってお手元に配付してありますので、この順序に従い、議事を進めることにいたします。

◇

◎諸般の報告

○議長(山田雅彦君) 日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の規定により、あらかじめ説明のため出席を求めた者及び委任等により出席通知があった者は、管理者、副管理者、事務局長、総務課長、相馬看護専門学校事務長、消防本部次長、以上であります。

次に、監査委員から、令和4年12月の例月出納検査結果について報告がありました。別紙写しのとおりであります。ご了承願います。

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長(山田雅彦君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、議長において、

3 番 菅 野 新 一 君

4 番 田 中 京 子 君

を指名いたします。



◎会期の決定

○議長（山田雅彦君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田雅彦君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。



◎議案第11号について（提案理由説明・質疑・討論・採決）

○議長（山田雅彦君） 次に、日程第3、議案第11号 相馬地方広域市町村圏組合議会の個人情報保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

11番、杉本智美君から提案理由の説明を求めます。

11番、杉本智美君。

（11番 杉本智美君 登壇）

○11番（杉本智美君） ただいま議題とされました議案第11号 相馬地方広域市町村圏組合議会の個人情報保護に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、改正後の同法が適用されない議会における個人情報の取扱いに関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。なお、条例案文につきましては、お手元に配付のとおりであります。

議員各位のご理解とご賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（山田雅彦君） それでは、議案第11号に関し、質疑を行います。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田雅彦君） なければ、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田雅彦君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第11号については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田雅彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号については原案のとおり決せられました。



◎議案第1号～議案第10号について（提案理由説明・質疑・討論・採決）

○議長（山田雅彦君） 次に、日程第4、議案第1号 相馬地方広域市町村圏組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてから、同第10号 令和5年度相馬地方広域市町村圏組合看護専門学校特別会計予算までの以上10件を一括議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者。

（管理者 門馬和夫君 登壇）

○管理者（門馬和夫君） 本日、令和5年第1回相馬地方広域市町村圏組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には全員のご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

初めに、提出議案の説明に先立ち、諸般の情勢と新年度事業に取り組む姿勢等について申し上げます。

国内で最初の新型コロナウイルス感染者が確認されてから、3年がたちました。昨年から続いた第8波は、新規感染者数が1,000万人、死亡者数は2万人を超えるなど急激に感染が拡大し、福島県をはじめ、全国各地で医療ひっ迫警報が発出されました。

現在、新規感染者数は逡減傾向にあります。引き続き業務に支障を来さぬよう職員の職場内での感染対策を徹底するとともに、管内での感染患者の急増に対応した救急搬送・移送体制を維持してまいります。

次に、令和4年消防統計についてご報告申し上げます。

まず、火災は34件、前年と比較して9件の減となりました。

火災の内訳は、建物火災19件、車両火災7件、林野火災2件、その他の火災が6件となっております。

火災による死傷者数は、死者1名、負傷者5名ですが、今年1月にも住民1名が犠牲となる火災が発生しており、火災の未然防止と焼死者火災根絶のため、構成市町村をはじめ、消

防団、女性消防隊と連携協力し、防災メールや回覧板等による火災予防の周知徹底と消防車両による広報活動に取り組んでおります。

また、令和4年の救急出動件数は、過去最多となる4,786件で、前年と比較して568件の増となりました。

出動の種別は、急病が3,314件で全体の約70%を占めており、一般負傷が588件、転移搬送が486件、交通が238件、その他が160件、また、不搬送が831件と、前年と比較して221件の増となっております。

救急出動と不搬送が急増した要因として、国や県の新型コロナウイルス感染症対策の見直しにより自宅療養者が増加したこと、さらには、感染への不安から救急要請が増加したことによるものと考えております。

引き続き、軽症患者に対する救急車の適正利用の周知徹底を図るとともに、県の夜間救急相談「#7799」、こども救急ダイヤル「#8000」の普及啓発活動を展開してまいります。

次に、相馬看護専門学校令和4年度卒業生の進路についてご報告申し上げます。

本年度の卒業予定者は39名で、うち卒業後に本地域内の医療施設へ就職する内定者は19名で、その内定率は約48.7%でした。

今後も相馬郡医師会をはじめ、地元医療機関と連携を図りながら、一人でも多くの卒業生が地域の看護師として活躍されるよう学校運営に取り組んでまいります。

次に、令和5年度相馬地方広域市町村圏組合の予算の概要について申し上げます。

本組合の運営に当たって、人件費などの義務的経費の増加に加え、消防車両の整備、消防救急デジタル無線や消防指令施設等の更新、看護専門学校施設、設備の老朽化による修繕など、年々財政需要の増加が必至となっております。

そのような中、厳しい財政状況にある構成市町村の財政負担軽減を図るため、各種制度等の最大限活用と徹底した経費節減など、効率的かつ効果的な財政運営に努めてきたところであります。

引き続き、健全な財政運営の下、広域消防事業の充実強化をはじめ、救急医療体制事業に対する財政支援、障がい者福祉充実のための基幹相談支援センターの運営、介護職員人材育成事業の推進、地域医療を担う看護師を養成する相馬看護専門学校の運営など、相馬地方の住民が安全で安心して暮らすことのできる地域づくりに取り組んでまいります。

このことを基本に、令和5年度の一般会計予算は総額で、前年度対比2.55%増の15億8,045万8,000円で、地域住民の救急業務に対する期待に応えられるよう高規格救急自動車の

整備や消防救急デジタル無線及び消防指令施設システム設計に係る費用を計上いたしました。

また、看護専門学校特別会計予算は総額で、前年度対比13.18%増の2億5,706万2,000円で、学生の学習環境の保全と施設の維持のため、老朽化した受変電設備及び情報処理室空調設備改修やエレベーター機能維持修繕に伴う費用を計上いたしました。

それでは、提出議案についてご説明申し上げます。

議案第1号 相馬地方広域市町村圏組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定については、個人情報の保護に関する法律の改正により、令和5年4月1日から個人情報保護制度が全国的に共通ルールで適用されることに伴い、現行の相馬地方広域市町村圏組合個人情報保護条例を廃止するとともに、法で委任された事項を規定するため、新たに条例を制定するものであります。

議案第2号 相馬地方広域市町村圏組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例については、公表すべき事項を地方公務員法で定める事項に改めるとともに、公表方法を変更するなど、所要の改正をするものであります。

議案第3号 相馬地方広域市町村圏組合情報公開条例の一部を改正する条例については、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、組合が保有する公文書の開示請求に係る開示決定期限を変更するなど、所要の改正をするものであります。

議案第4号 相馬地方広域市町村圏組合情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例については、個人情報の保護に関する法律の改正及び相馬地方広域市町村圏組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定に伴い、情報公開及び個人情報保護審査会の所掌事務を規定するなど、所要の改正をするものであります。

議案第5号 相馬地方広域市町村圏組合特定個人情報保護条例の一部を改正する条例については、相馬地方広域市町村圏組合個人情報保護条例の廃止に伴い、引用部分を具体的に明記する等、所要の改正をするものであります。

議案第6号 相馬地方広域市町村圏組合行政不服審査会設置条例の一部を改正する条例については、個人情報の保護に関する法律の改正及び相馬地方広域市町村圏組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定に伴い、行政不服審査会の所掌事務を変更するため、所要の改正をするものであります。

議案第7号 令和4年度相馬地方広域市町村圏組合一般会計補正予算（第3号）は、年度末における精算に伴う補正予算で、938万7,000円を追加し、補正後の予算総額は16億686万5,000円となります。

議案第8号 令和4年度相馬地方広域市町村圏組合看護専門学校特別会計補正予算（第4号）は、年度末における精算に伴う補正予算で、1,326万7,000円を追加し、補正後の予算総額は2億7,732万3,000円となります。

議案第9号 令和5年度相馬地方広域市町村圏組合一般会計予算は、予算総額15億8,045万8,000円であります。

歳入の主なものは、分担金及び負担金14億5,884万円、使用料及び手数料326万1,000円、県支出金697万4,000円、繰越金4,500万円、諸収入1,066万5,000円、組合債5,570万円などあります。

歳出の主なものは、総務費7,690万7,000円、民生費2,066万1,000円、衛生費3,735万1,000円、消費費14億2,728万6,000円、公債費1,299万2,000円などあります。

議案第10号 令和5年度相馬地方広域市町村圏組合看護専門学校特別会計予算は、予算総額2億5,706万2,000円であります。

歳入の主なものは、分担金及び負担金1億9,694万8,000円、使用料及び手数料3,450万円、国庫支出金500万円、繰越金2,000万円などあります。

歳出の主なものは、看護専門学校費2億5,142万5,000円であります。

以上、提出議案についてご説明申し上げましたが、慎重ご審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げます、提出議案の説明といたします。

○議長（山田雅彦君） 議案調査のため、暫時休憩いたします。

（午前10時18分）

————— ◇ —————

○議長（山田雅彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 0時08分）

————— ◇ —————

○議長（山田雅彦君） 日程第4の議事を継続いたします。

議案第1号から同第10号までの以上10件に関し、質疑を行います。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田雅彦君） ないようです。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山田雅彦君) これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号から同第10号までの以上10件については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山田雅彦君) ご異議なしと認めます。

よって、以上10件については原案のとおり決せられました。

以上で、提出されました案件は全部終了いたしました。

————— ◇ —————

◎管理者挨拶

○議長(山田雅彦君) ここで、管理者よりご挨拶をいただきます。

管理者。

(管理者 門馬和夫君 登壇)

○管理者(門馬和夫君) 令和5年第1回議会定例会の閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

本日、議員各位には、年度末何かとお忙しい中、全員のご出席をいただき、提案いたしました全議案について慎重なるご審議の上、御議決を賜りましたことに心から感謝申し上げます。

本組合といたしましても、構成市町村とのより綿密な連携を図りながら、相馬地方の振興、発展のため、広域行政の執行に当たってまいりますので、議員各位のさらなるご指導とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、議員各位におかれましては、時節柄くれぐれもご健康にご留意され議員活動に精励されますようご祈念申し上げます、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

————— ◇ —————

◎閉会の宣告

○議長(山田雅彦君) これをもって令和5年第1回相馬地方広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(午後 0時10分)